

障害児通所支援事業所運営ハンドブック

指定基準と報酬算定基準

－ 追補 －

- 9月10日に「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府令第80号）」が公布され、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正が行われました（令和7年10月1日施行）。

9月16日には「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第82号）」が公布され、乳幼児健康診査の取扱いに関する改正が行われました（公布日施行）。

これらにより、本書収載の下記省令が改正されています。

- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

また、9月30日に「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示」（こども家庭庁告示第5号）が公布され、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正が行われました（令和7年10月1日適用）。

これにより、本書収載の下記告示が改正されています。

- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
◎こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）
◎こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）
◎こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成24年厚生労働省告示第271号）

これら一連の改正を踏まえ、本書収載内容に係る補正情報を次のとおりまとめましたので、本書とあわせてご活用ください。

(更新日：2025/12/1)

該当箇所	改正前	改正後	備考
18頁 「基準省令」 欄 上から8行目	<p>一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所</u>にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p>	<p>一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体</u>（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域</u>であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。以下この条において同じ。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p>	2025/10/1 施行
21頁 「基準省令」 欄 下から1行目	<p>二 児童指導員及び保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所</u>にあっては、<u>保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）</p>	<p>二 児童指導員及び保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所</u>にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る<u>地域限定保育士</u>又は当該事業実施区域に係る<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。）</p>	2025/10/1 施行

該当箇所	改正前	改正後	備考										
40頁 「基準省令」欄 上から15行目	<p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上〔左〕欄に掲げる<u>健康診断</u>が行われた場合であって、当該<u>健康診断</u>がそれぞれ同表の下〔右〕欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上〔左〕欄に掲げる<u>健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td style="width: 50%;">通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上〔左〕欄に掲げる<u>健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場合であって、当該<u>健康診断等</u>がそれぞれ同表の下〔右〕欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上〔左〕欄に掲げる<u>健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td style="width: 50%;">通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> <tr> <td><u>乳児又は幼児に対する健康診査</u></td><td><u>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table>	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<u>乳児又は幼児に対する健康診査</u>	<u>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	2025/9/16 施行
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断												
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断												
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断												
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断												
<u>乳児又は幼児に対する健康診査</u>	<u>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>												

該当箇所	改正前	改正後	備考
71頁 「基準省令」 欄 2つ目 上から8行目	一 児童指導員又は保育士（ <u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この号において同じ。）基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	一 児童指導員又は保育士（ <u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この号において同じ。）基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	2025/10/1 施行
85頁 「基準省令」 欄 上から7行目	一 児童指導員又は保育士（ <u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この条において同じ。）指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	一 児童指導員又は保育士（ <u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この条において同じ。）指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	2025/10/1 施行
90頁 「基準省令」 欄 2つ目 上から9行目	一 児童指導員又は保育士（ <u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この条において同じ。）基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	一 児童指導員又は保育士（ <u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この号において同じ。）基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	2025/10/1 施行

該当箇所	改正前	改正後	備考
<p>93頁 「基準省令」欄 下から11行目</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>		<p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>	<p>2025/10/1 施行</p>

該当箇所	改正前	改正後	備考
154頁 * 1 【関係告示】平24厚労告269・第1号のイの(1)	* 1 【関係告示】平24厚労告269・第1号 イ 略 (1) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第6条第1項第2号に規定する児童指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）（以下この号において「児童指導員等」という。）並びに指定通所基準第5条第2項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること。	* 1 【関係告示】平24厚労告269・第1号 イ 略 (1) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第6条第1項第2号に規定する児童指導員又は保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この(1)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この(1)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））（以下この号において「児童指導員等」という。）並びに指定通所基準第5条第2項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること。	2025/10/1 適用

該当箇所	改正前	改正後	備考												
162頁 * 6 【関係告 示】平24厚勞 告271・第1 号の口の表	<p>* 6 【関係告 示】平24厚労告271・第1号</p> <p>イ 略 ロ 略</p> <table border="1"> <tr> <td>こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準</td> <td>こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</td> </tr> <tr> <td>指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士<u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区に係る国家戦略特別区域限定保育士)</u>の員数を満たしていないこと。 (2) 略</td> <td>100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合	指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士 <u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区に係る国家戦略特別区域限定保育士)</u> の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）	略	略	<p>* 6 【関係告 示】平24厚労告271・第1号</p> <p>イ 略 ロ 略</p> <table border="1"> <tr> <td>こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準</td> <td>こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</td> </tr> <tr> <td>指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士<u>(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(第3号口において「認定地方公共団体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この(1)において「改正法」という。)附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この(1)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域(第3号口において「事業実施区域」という。)内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(第3号口において「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(第3号口において「国家戦略特別区域限定保育士」という。))の員数を満たしていないこと。</u></td> <td>100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合	指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士 <u>(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(第3号口において「認定地方公共団体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この(1)において「改正法」という。)附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この(1)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域(第3号口において「事業実施区域」という。)内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(第3号口において「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(第3号口において「国家戦略特別区域限定保育士」という。))の員数を満たしていないこと。</u>	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）	略	略	2025/10/1 適用
こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合														
指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士 <u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区に係る国家戦略特別区域限定保育士)</u> の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）														
略	略														
こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合														
指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士 <u>(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(第3号口において「認定地方公共団体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この(1)において「改正法」という。)附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この(1)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域(第3号口において「事業実施区域」という。)内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(第3号口において「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(第3号口において「国家戦略特別区域限定保育士」という。))の員数を満たしていないこと。</u>	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）														
略	略														

該当箇所	改正前	改正後	備考
168頁 * 8 【関係告 示】平24厚勞 告270・第1 号のイの(2)	* 8 【関係告 示】平24厚勞告270・第1号 イ・(1) 略 (2) 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは保育士（ <u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> ）の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。）として配置された日以後、障害児通所支援（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）、障害児入所支援（法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上の者（以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。）を常勤かつ専任で1以上配置していること。	* 8 【関係告 示】平24厚勞告270・第1号 イ・(1) 略 (2) 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは保育士（ <u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この(2)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この(2)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。(4)において同じ。）の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。）として配置された日以後、障害児通所支援（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）、障害児入所支援（法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上の者（以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。）を常勤かつ専任で1以上配置していること。</u>	2025/10/1 適用

該当箇所	改正前	改正後	備考
172頁 〔児童指導員等加配加算〕 注8	<p>〔児童指導員等加配加算〕</p> <p>注8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所</u>にあっては、<u>保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。</u>以下この第1において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者*10（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>〔児童指導員等加配加算〕</p> <p>注8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この注8において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この注8において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。以下この第1において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者*10（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</u></p>	2025/10/1 適用

該当箇所	改正前	改正後	備考
180、182頁 *12 【関係告示】平24厚労告269・第3号のイの(1)	*12 【関係告示】平24厚労告269・第3号 イ 略 (1) 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表→P. 152」という。）の項目の欄に規定するいづれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u> 第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が40点以上であること。	*12 【関係告示】平24厚労告269・第3号 イ 略 (1) 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表→P. 152」という。）の項目の欄に規定するいづれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（ <u>児童福祉法</u> 第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したもの）を合算した点数が40点以上であること。	2025/10/1 適用
228頁 *30 【関係告示】平24厚労告270・第2号のイの(1)の(二)	*30 【関係告示】平24厚労告270・第2号 イ・(1)・(二) 略 (2) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は <u>保育士</u> のいづれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいづれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	*30 【関係告示】平24厚労告270・第2号 イ・(1)・(二) 略 (2) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は <u>保育士</u> （ <u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第71条の8第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）</u> にあっては、 <u>保育士</u> 、当該 <u>認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> ）のいづれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいづれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	2025/10/1 適用

該当箇所	改正前	改正後	備考
250頁 * 1 【関係告 示】平24厚勞 告269・第12 号のイの(1)	* 1 <p>【関係告示】平24厚労告269・第12号 イ 略 (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「一部改正府令」という。）附則第4条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士 <u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所 (児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第2号)イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)</u>にあっては、<u>保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>並びに一部改正府令<u>第2条</u>による改正前の指定通所基準第6条第4項第1号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は4以上であること。</p>	* 1 <p>【関係告示】平24厚労告269・第12号 イ 略 (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「一部改正府令」という。）附則第4条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士 <u>(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所 (児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第2号)イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)</u>にあっては、<u>保育士、当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>並びに一部改正府令<u>第1条</u>による改正前の指定通所基準第6条第4項第1号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は4以上であること。</p>	2025/10/1 適用

該当箇所	改正前	改正後	備考
254頁 〔児童指導員等加配加算〕 注11	<p>〔児童指導員等加配加算〕</p> <p>注11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士<u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。)</u>、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者*4（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>〔児童指導員等加配加算〕</p> <p>注8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士<u>(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。)</u>、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者*4（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p>	2025/10/1 適用
284頁 * 1 【関係告示】平24厚労告269・第12号の7	<p>* 1 【関係告示】平24厚労告269・第12号の7</p> <p>一部改正府令附則第4条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士<u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第2号)に規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)</u>にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ1以上であること。</p>	<p>* 1 【関係告示】平24厚労告269・第12号の7</p> <p>一部改正府令附則第4条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士<u>(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第2号)に規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。)</u>にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ1以上であること。</p>	2025/10/1 適用

該当箇所	改正前	改正後	備考
286頁 〔児童指導員等加配加算〕 注8	<p>〔児童指導員等加配加算〕</p> <p>注8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。</u>）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者*4（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>〔児童指導員等加配加算〕</p> <p>注8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。</u>）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者*4（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p>	2025/10/1 適用
318頁 「6 福祉専門職員配置等加算」の注1	<p>6 福祉専門職員配置等加算</p> <p>注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者の中、看護職員及び保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p>	<p>6 福祉専門職員配置等加算</p> <p>注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者の中、看護職員及び保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p>	2025/10/1 適用

該当箇所	改正前	改正後	備考												
320頁 「6 福祉専門職員配置等加算」の注3の(1)	<p>注3 略</p> <p>(1) 一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。13において同じ。）又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は児童指導員であるものに限る。）((2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p>	<p>注3 略</p> <p>(1) 一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。13において同じ。）又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は児童指導員であるものに限る。）((2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p>	2025/10/1 適用												
350頁 * 9 【関係告示】平24厚労告271・第3号の口の表	<p>* 9 【関係告示】平24厚労告271・第3号</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 略</p> <table border="1"> <tr> <td>こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準</td> <td>こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合</td> </tr> <tr> <td>指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略</td> <td>100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合	指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）	略	略	<p>* 9 【関係告示】平24厚労告271・第3号</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 略</p> <table border="1"> <tr> <td>こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準</td> <td>こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合</td> </tr> <tr> <td>指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略</td> <td>100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合	指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）	略	略	2025/10/1 適用
こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合														
指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）														
略	略														
こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合														
指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）														
略	略														

該当箇所	改正前	改正後	備考
354頁 〔児童指導員等加配加算〕 注7	<p>〔児童指導員等加配加算〕</p> <p>注7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。</u>）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準*12に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>〔児童指導員等加配加算〕</p> <p>注7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。</u>）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準*12に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p>	2025/10/1 適用
402頁 *3 【関係告示】平24厚労告270・第10号の2の2 イ 略 イの(1)	<p>*3</p> <p>【関係告示】平24厚労告270・第10号の2の2 イ 略</p> <p>(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第71条の8第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</p>	<p>*3</p> <p>【関係告示】平24厚労告270・第10号の2の2 イ 略</p> <p>(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</p>	2025/10/1 適用

該当箇所	改正前	改正後	備考
424頁 * 3 【関係告 示】平24厚勞 告270・第10 号の6のイの (1)	* 3 【関係告 示】平24厚労告270・第10号の6 イ 略 (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士 <u>（特区法 第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定保 育所等訪問支援事業所（指定通所基準第73条第1項に規定 する指定保育所等訪問支援事業所をいう。）にあっては、 保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定 保育士。以下この号において同じ。）</u> 又は看護職員の資格 を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業 務その他これらに準ずる業務に従事した期間	* 3 【関係告 示】平24厚労告270・第10号の6 イ 略 (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士 <u>（認定地 方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定保育所 等訪問支援事業所（指定通所基準第73条第1項に規定する 指定保育所等訪問支援事業所をいう。）にあっては、保育 士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又 は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。 (3)において同じ。）</u> 又は看護職員の資格を取得後、障害児 に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに 準ずる業務に従事した期間	2025/10/1 適用